

伝統的工芸品

「播州三木打刃物」

三木の金物製造技術は高く評価され、伝統的な三木金物の内、鋸・鑿・鉋・鋸・小刀の5品目が、平成8年に「播州三木打刃物」として、経済産業大臣の伝統的工芸品に指定されました。

熟練の技を持ち、(財)伝統的工芸品産業振興協会の行う試験に合格した者は伝統工芸士として認定されます。三木市では現在は14名が認定されています。

伝統工芸士は、伝統技術の継承に向け、三木金物のPRや、地域交流などの活動に努めており、研鑽されたその技術は、現在の優れた三木金物の製造技術全般の基礎となっています。

[播州三木打刃物 伝統工芸士会のHPはこちら](#)

